

2. 「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」  
特記仕様書【漁港漁場関係工事】

1 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成通知書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、現場閉所<sup>※2</sup>を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・ 準備期間
  - ・ 後片付け期間
  - ・ 夏季休暇（3日間）
  - ・ 年末年始休暇（6日間）
  - ・ 工場製作のみの期間
  - ・ 工事事務等による不稼働期間
  - ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
  - ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

## 発注者指定型

- 5 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料、標準単価）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。
- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

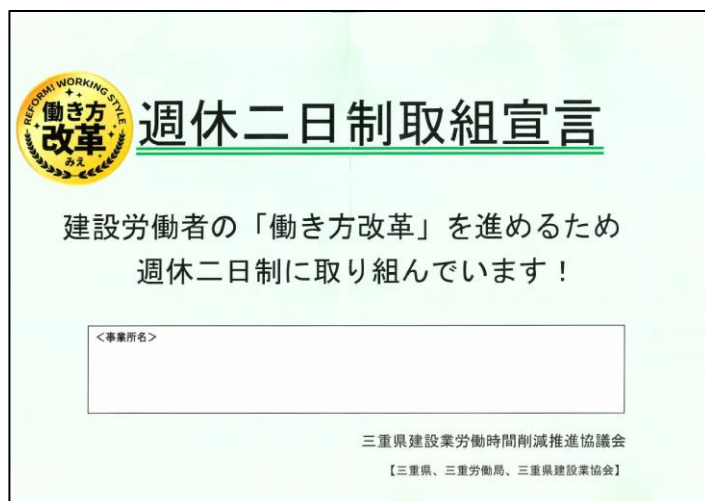
なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において土曜日・日曜日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日でもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

  - 【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】
    - ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。
  - 【他の月への振り替え（D月⇒E月）】
    - ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）
- 8 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更することができるものとする。

なお、週休2日制（交替制）に変更した場合、週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※<sup>3</sup>が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

[https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm)

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/densisinnsei\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

# 発注者指定型

## 補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

|                              | 市場単価<br>補正係数 |                                  | 市場単価<br>補正係数 |
|------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------|
| 1 底面工                        | 1.03         | 17 車止撤去                          | 1.04         |
| 2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置) | 1.00         | 18 電気防食取付                        | 1.04         |
| 3 支保工                        | 1.04         | 19 防砂目地板取付工(陸上施工)                | 1.04         |
| 4 足場工                        | 1.02         | 20 防砂目地板取付工(水中施工)                | 1.03         |
| 5 鉄筋工                        | 1.04         | 21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)             | 1.03         |
| 6 吊鉄筋工                       | 1.04         | 22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)          | 1.03         |
| 7 型枠工                        | 1.03         | 23 ペトロラタム被覆                      | 1.04         |
| 8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)          | 1.04         | 24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)         | 1.04         |
| コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)          | 1.04         | 25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)              | 1.04         |
| 9 止水板工                       | 1.04         | 26 かき落とし工                        | 1.04         |
| 10 上蓋工                       | 1.04         | 27 汚濁防止膜設置・撤去・移設                 | 1.03         |
| 11 伸縮目地工                     | 1.02         | 28 汚濁防止枠設置・撤去                    | 1.02         |
| 12 係船柱取付                     | 1.04         | 29 灯浮標設置・撤去                      | 1.03         |
| 13 防舷材取付                     | 1.04         | 30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検) | 1.01         |
| 14 車止・緑金物取付                  | 1.04         | 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)           | 1.04         |
| 15 係船柱撤去                     | 1.04         | 異形ブロック製作 型枠工                     | 1.04         |
| 16 防舷材撤去                     | 1.04         | 異形ブロック製作 コンクリート打設工               | 1.04         |
|                              |              | 異形ブロック製作 給熱養生                    | 1.03         |

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称                | 区分    | 補正係数  |
|-------------------|-------|-------|
|                   |       | 現場閉所  |
|                   |       | 月単位   |
| 区画線工              |       | 1. 04 |
| 高視認性区画線工          |       | 1. 04 |
| 橋梁塗装工             |       | 1. 03 |
| 構造物とりこわし工         | 機械    | 1. 03 |
|                   | 人力    | 1. 04 |
| コンクリートブロック積工      |       | 1. 04 |
| 排水物構造工            |       | 1. 04 |
| 鋼製排水溝設置工          |       | 1. 04 |
| 表面被覆工（コンクリート保護塗装） | 固定足場  | 1. 02 |
|                   | 高所作業車 | 1. 02 |
| 表面含浸工             | 固定足場  | 1. 04 |
|                   | 高所作業車 | 1. 04 |

発注者指定型

|                             |       |       |
|-----------------------------|-------|-------|
| 連続繊維シート補強工                  | 固定足場  | 1. 04 |
|                             | 高所作業車 | 1. 04 |
| 剥落防止工（アラミドメッシュ）             | 固定足場  | 1. 04 |
|                             | 高所作業車 | 1. 04 |
| 漏水対策材設置工                    | 固定足場  | 1. 04 |
|                             | 高所作業車 | 1. 04 |
| 防草シート設置工                    |       | 1. 03 |
| 紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂） | 固定足場  | 1. 02 |
|                             | 高所作業車 | 1. 01 |
| 塗膜除去工                       |       | 1. 04 |
| バキュームブラスト工                  |       | 1. 01 |
| 道路反射鏡設置工                    | 設置    | 1. 01 |
|                             | 撤去    | 1. 04 |
| 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）          |       | 1. 04 |
| 機械式継手工                      |       | 1. 04 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工                  |       | 1. 03 |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工   |       | 1. 01 |
| FRP 製格子状パネル設置工              |       | 1. 00 |
| 侵食防止用植生マット工（養生マット工）         |       | 1. 04 |
| 支承金属溶射工                     |       | 1. 04 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工       |       | 1. 03 |

## 【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

①暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

| A月（パターンA） |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 日         | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|           | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7         | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14        | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21        | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28        | 29 | 30 |    |    |    |    |

・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上  
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

| B月（パターンB） |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 日         | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|           | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7         | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14        | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21        | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28        | 29 | 30 |    |    |    |    |

・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上  
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

②暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

| C月（パターンC） |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 日         | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|           | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7         | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14        | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21        | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28        | 29 | 30 |    |    |    |    |

・ C月4日で対象期間が終わる場合

・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

## 発注者指定型

③土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（D 月、E 月）

| 【同じ月への振り替え】 |    |    |    |    |    |    | 【他の月への振り替え】 |    |    |    |    |    |    |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|
| D月          |    |    |    |    |    |    | E月          |    |    |    |    |    |    |
| 日           | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日           | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|             | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |             | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7           | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 7           | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14          | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 14          | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21          | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 21          | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28          | 29 | 30 |    |    |    |    | 28          | 29 | 30 |    |    |    |    |

・ D 月の現場閉所日としてみなす

・ E 月の現場閉所日としてみなす

（D 月の現場閉所日としない）

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

### 【工事成績評価の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日へ振替えの場合とする。